

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第2号

龍ヶ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令
龍ヶ崎地方衛生組合職員人事評価実施要綱（平成23年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第13条 省 略 <u>（人事評価の結果の活用）</u> 第14条 <u>人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。</u> <u>（勤勉手当への反映）</u> 第15条 省 略 （勤勉手当の成績率への反映方法） 第16条 次の各号に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成5年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）第5条において準用する龍ヶ崎市職員の給与に関する規則（昭和32年龍ヶ崎市規則第67号。以下「市給与規則」という。） <u>第26条第1項第1号アからエまでに規定する職員の区分は、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) 市給与規則 <u>第26条第1項第1号ア</u> に規定する職員 総合判定がSの者 (2) 市給与規則 <u>第26条第1項第1号イ</u> に規定する職員 総合判定がAの者 (3) 市給与規則 <u>第26条第1項第1号ウ</u> に規定する職員 総合判定がBの者	第13条 省 略 <u>（処遇への反映）</u> 第14条 省 略 （勤勉手当の成績率への反映方法） 第15条 次の各号に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成5年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）第5条において準用する龍ヶ崎市職員の給与に関する規則（昭和32年龍ヶ崎市規則第67号。以下「市給与規則」という。） <u>第26条第1項第1号から第4号までに規定する職員の区分は、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) 市給与規則 <u>第26条第1項第1号</u> に規定する職員 総合判定がSの者 (2) 市給与規則 <u>第26条第1項第2号</u> に規定する職員 総合判定がAの者 (3) 市給与規則 <u>第26条第1項第3号</u> に規定する職員 総合判定がBの者

(4) 市給与規則第26条第1項第1号エに規定する職員 総合判定がC及びDの者

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、総合判定がSの者及びAの者を合計した割合が勤勉手当の支給対象となる者の100分の25未満である場合は、総合判定がBの者のうち、点数が上位であるもの（総合判定がSの者及びAの者と合計した割合が勤勉手当の支給対象となる者の100分の25に達するまでの範囲のものに限る。）を市給与規則第26条第1項第1号イの区分に該当するものとして取り扱うことができる。

3		省	略
4		省	略
<u>第17条</u>	}		
<u>第18条</u>		省	略
<u>第19条</u>			
<u>第20条</u>		省	略

(4) 市給与規則第26条第1項第4号に規定する職員 総合判定がC及びDの者

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、総合判定がSの者及びAの者を合計した割合が勤勉手当の支給対象となる者の100分の25未満である場合は、総合判定がBの者のうち、点数が上位であるもの（総合判定がSの者及びAの者と合計した割合が勤勉手当の支給対象となる者の100分の25に達するまでの範囲のものに限る。）を市給与規則第26条第1項第2号の区分に該当するものとして取り扱うことができる。

3		省	略
4		省	略
<u>第16条</u>	}		
<u>第17条</u>		省	略
<u>第18条</u>			
<u>第19条</u>		省	略

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。